

2021 年 8 月 24 日

学生のみなさんへ

文教大学教務委員会

2021 年度秋学期の対面授業出席免除について下記のとおり決定しました。

1. 対面授業出席免除の対象について

対面授業出席免除を大学が認める学生は以下のとおりです。

- ①対面授業出席免除申請を行って許可を受けた学生
- ②新型コロナウイルス感染、感染疑い等で登校禁止措置の対象となった学生
- ③学外実習前の一定期間に登校を控えるべきことを所管組織が承認した学外実習（教育実習等）

2. 前項以外の理由によるオンライン受講の申し出について

春学期は、数名の学生から新型コロナウイルス感染症以外の傷病等を理由としてオンライン受講の要望がありました。科目担当教員の判断で特例としてオンライン受講を認めることがありますが、あくまでも特例ですので、他の科目でも当然にオンライン受講できる訳ではありません。またオンライン受講を認められた場合は、事前または事後に医師の診断書等の証明書類を科目担当教員に提出してください。

3. 学期途中の対面授業出席免除申請の取り扱いについて

学期の途中に対面授業出席免除申請が提出された場合、春学期は申請のあるごとに個別の日程で審査を行いました。秋学期はこの取り扱いを改め、原則として申請締切日の月末ごとに一括して審査し、翌月以降の対面授業出席免除を認めます。手続きの詳細は別添資料で確認してください。

4. 対面授業出席免除期間中の課外活動・学外活動について

春学期に引き続き、対面授業出席免除期間中に課外活動に参加することを禁じます。また授業の一環として対面での学外活動に参加することは、資格取得の要件である、感染リスクがない活動であるなど特段の事情がある場合に限り認めます。特段の事情について科目担当教員に申し出て許可を得てください。

5. 対面授業出席免除の撤回申請について

対面授業出席免除の撤回申請は、「学生本人または重症化リスクのある家族がワクチン接種を完了した」「重症化リスクのある家族と別居した」等、特に厳格なリスク回避を行う必要がなくなった場合に限り認めます。「課外活動が再開した」「学園祭が近くなった」等の理由による撤回はできませんので、対面授業出席免除申請の際によく考慮してください。

2021 年度秋学期 対面授業出席免除申請制度の改定について

対面授業免除適用のタイミング	学生の申請締切日	学部確認日	申請者への許可／不許可通知担当教員への対象者追加通知
授業初回より対面授業の出席を免除	8 月 29 日（日）	9 月 3 日（金）	9 月 4 日（土）
10 月 1 日（金）より対面授業の出席を免除	9 月 20 日（月）	9 月 24 日（金）	9 月 25 日（土）
11 月 1 日（月）より対面授業の出席を免除	10 月 20 日（水）	10 月 25 日（月）	10 月 26 日（火）
12 月 1 日（水）より対面授業の出席を免除	11 月 19 日（金）	11 月 24 日（水）	11 月 25 日（木）
※これ以後の申請は原則として受け付けないが、感染症蔓延状況等により、追加申請の機会を設ける場合がある。			

概要

- 1) 対面授業出席免除申請は春学期に引き続き下記 Google フォームから申請してください。
Google フォーム URL : <https://forms.gle/CwhPoP8KcPbucwSz9>
- 2) 申請時点より対面授業免除扱いとする「仮許可」制度は廃止します。申請した学生には、大学からの許可通知を受けたのち所定の日より対面授業免除扱いを適用します（初回の申請は授業初回より適用、二回目以降は翌月 1 日より適用）。
- 3) 対面授業免除者であることについて、B!bb's および manaba の名簿に「★（適用日付）」を付すことで教員に示します。
- 4) 原則として対面授業出席免除適用後の取り下げは認めません。
- 5) 引き続き、科目の性質をふまえ、部分的に対面での出席を継続することも可とします。
- 6) 以上の原則によらず、速やかに対面授業を免除するのが望ましいと学部教務委員会が判断する場合は、即時の適用もあり得るものとします。

（対面授業出席免除の即時適用があり得る状況の例）

a) 学内外で新型コロナウイルス感染者数が急激に増加した b) 学生や学生の同居家族が新たに重症化リスクをとまなう病気に罹った